

霧島市条例第6号
令和7年2月28日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(霧島市税条例の一部改正)

第1条 霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(霧島市都市計画税条例の一部改正)

第2条 霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。